

(保 128)

平成 24 年 9 月 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第 1 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

DPC 対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第 1 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（平成 24 年厚生労働省告示第 140 号）により示されているところです。

今般、8 月 28 日付けで上記告示の一部が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示の別表に薬剤（スニチニブリンゴ酸塩、ソマトロピン（遺伝子組み換え））が追加され、それに伴う取扱いについて通知されたものです。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 488 号)
2. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第 1 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について
(平 24.8.28 保医発 0828 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三五〇）
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三五二）
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法

- 第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三五二、三五五）
- 円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務二九六）
- 円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九七）
- 返納を命じた旅券を無効とする件（同二九八）
- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働四八七）
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同四八八）
- 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件（同四八九）
- 生産情報公表農産物の日本農林規格を確認する件（農林水産二二八）
- 生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二二九）
- 生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二一三〇）
- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一八八）

- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（同二八九）
- 電気事業法第八十九条の規定に基づき、登録調査機関の登録の更新をした件（同二九〇）
- 高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（同二九一）
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通九二七）
- 特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法（環境一三〇）
- 道路に関する件（関東地方整備局三〇八）
- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一六九、一七二）
- 道路に関する件（北海道開発局八七、八八）

七 八 九 九 二〇 二〇 二〇

勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公 告〕

諸 事 項

裁 判 所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

三

三

二

二〇

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格（国土交通省）

二〇

〔皇室事項〕

外務省 財務省 最高裁判所

二〇

〔人事異動〕

〔国会事項〕

北海道開発局八七、八八

九

近畿地方整備局一六九、一七二

九

登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件

二〇

道路に関する件

二〇

関東地方整備局三〇八

二〇

道路に関する件

二〇

船舶安全法に基づく型式承認等をした件

二〇

高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件

二〇

電気事業法第八十九条の規定に基づき、登録調査機関の登録の更新をした件

二〇

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件

二〇

品名	注	規格	単位	薬価
エトナツクス皮下注用80mg			80mg1瓶	23,693
エトナツクス皮下注用120mg			120mg1瓶	29,126
品名	外用	規格	単位	薬価
(お)				

厚生労働省告示第四百八十八号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日
厚生労働大臣 小宮山洋子

34	スニチニアリノゾ酸塩(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成二十四年八月二十四日に、薬事法第九項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	06007xxx97x3xx	06007xxx97x40x	06007xxx99x3xx	06007xxx99x40x	06007xxx99x41x
35	ソプトロピゾン(遺伝子組換え)当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果(平成二十四年八月二十四日に、薬事法第九項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	100360xxxxxxx				

○厚生労働省告示第四百八十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名(平成二十年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日
厚生労働大臣 小宮山洋子

表の1506から1517までの項中	2あり	スニチニアリノゾ酸、エトナツクス、ソララエニト	2あり	スニチニアリノゾ酸、ソララエニト
-------------------	-----	-------------------------	-----	------------------

酸、エトナツクス
を「
」に
変更。

○農林水産省告示第二千二十八号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、生産情報公表農産物の日本農林規格(平成十七年六月三十日農林水産省告示第千六百三十三号)を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月二十八日
農林水産大臣 郡司 彰

○農林水産省告示第二千二十九号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第二十九条第二項(同令第五十五条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準(平成十七年七月二十九日農林水産省告示第千二百五十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日
農林水産大臣 郡司 彰

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖繩総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。〕

附則
この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十四条第二項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者(同項に規定する生産行程管理者をいう。)及び同法第十九条の第三項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者(同法第十七条の二第二項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。)は、この告示による改正後の生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の二の(3)の規定にかかわらず、平成二十五年十月三十一日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないこととができる。

○農林水産省告示第二千三十号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第三十三条(同令第五十六条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準(平成十七年七月二十九日農林水産省告示第千二百五十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日
農林水産大臣 郡司 彰

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖繩総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。〕

附則
この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十五条第一項の認定を受けている農林物資の小分け業者(同項に規定する小分け業者をいう。)及び同法第十九条の四の認定を受けている農林物資の外国小分け業者(同法第十七条の二第二項第二号に規定する外国小分け業者をいう。)は、この告示による改正後の生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の二の(6)の規定にかかわらず、平成二十五年十月三十一日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないこととができる。

○経済産業省告示第百八十八号
中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百七十七号)第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月二十八日
経済産業大臣 枝野 幸男

登録番号	氏名	登録番号	氏名
410263	三井 一正	410264	細田 和宏
410265	渡屋 隆一	410266	西岡 玲里
410267	高木 直人	410268	中村 文彦

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）の一部が平成24年厚生労働省告示488号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図りたい。

記

1. 改正の概要について

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成24年厚生労働省告示第140号）の別表に、スニチニブリンゴ酸塩、ソマトロピン（遺伝子組み換え）を追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（通知）」（平成24年3月30日保医発第0330第1号）の別表を別紙のとおり改める。

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
				ICD-10 (参考)	
1	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組換え)	注射用ノボセペン 1.2mg(2.2ml)、4.8ml(8.5ml) ノボセペンH I 静注用 1mg(1ml)、2mg(2ml)、5mg(5ml)	GP IIb-IIIa及び/又はHLAに対する抗体を保有し、血小板輸血不応状態が過去又は現在見られるگرانツマン血小板無力症患者の出血傾向の抑制	D691	130110 出血性疾患 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx 130110x1xxx3xx
2	ポリエチレングリコール処理免疫グロブリン	献血ヴェノグロブリンH5%静注 0.5g(10ml)、1g(20ml) 2.5g(50ml)、5g(100ml)	全身型重症筋無力症(ステロイド剤又はステロイド剤以外の免疫抑制剤が十分に奏効しない場合に限る)	G700	010130 重症筋無力症、その他の神経筋障害 010130xx01x0xx 010130xx97x0xx 010130xx99x0xx 010130xx99x3xx
3	ウステキヌマブ(遺伝子組換え)	ステラール皮下注45mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節症性乾癬	L405, M070\$, M071\$, M072\$, M073\$, M090\$	070470 関節リウマチ 070470xx01x2xx 070470xx02x0xx 070470xx02x2xx 070470xx03x0xx 070470xx03x2xx 070470xx97x0xx 070470xx97x2xx 070470xx99x0xx 070470xx99x1xx 070470xx99x2xx
			既存治療で効果不十分な尋常性乾癬	L400,	080140 炎症性角化症 080140xxxxx0xx
4	エリブリンメシル酸塩	ハラヴェン静注 1mg	手術不能又は再発乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
5	ポリノスタット	ゾリンザカプセル100mg	皮膚T細胞性リンパ腫	C840, C841	130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x30x 130030xx99x31x
6	ゴリムマブ(遺伝子組換え)	シンボニー皮下注 50mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節リウマチ(関節の構造的損傷の防止を含む)	M05\$, M060\$, M068\$, M069\$	070470 関節リウマチ 070470xx99x4xx
7	ダブトマイシン	キュベシン静注用 350mg	[適応菌種] ダブトマイシンに感性のメチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)	I33\$	050090 心内膜炎 050090xx97x0xx 050090xx99x0xx 050090xx99x1xx
			[適応症] 敗血症、感染性心内膜炎、深在性皮膚感染症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、ひらん・潰瘍の二次感染	L03\$, L08\$ A410	080011 急性膿皮症 080011xx97x0x 080011xx971xxx 080011xx99xxxx
8	テリバラチド(遺伝子組換え)	フォルテオ皮下注キット 600µg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$	070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx99xxxx
9	ベンダムスチン塩酸塩	トレアキシン点滴静注用 100mg	再発又は難治性の下記疾患 ・低悪性度B細胞性非ホジキンリンパ腫 ・マントル細胞リンパ腫	C82\$, C830, C831, C832, C838, C851	130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx97x2xx 130030xx99x2xx 130030xx99x30x 130030xx99x31x
10	アザシチジン	ビダーザ注射用 100mg	骨髄異形成症候群	D46\$	130060 骨髄異形成症候群 130060xx97x30x 130060xx99x3xx

告示 番号	薬 剤 名		適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)		ICD-10 (参考)	
11	ロミブロステム (遺伝子組換え)	ロミプレート皮下注 250 μ g調製用	慢性突発性血小板減少性紫斑病	D693	130110 出血性疾患 (その他) 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx
12	A型ボツリヌス毒素製剤	ボトックス注用 50単位、100単位	上肢痙縮 下肢痙縮	(特定出来ない)	全ての診断群分類番号
13	トラスツマブ (遺伝子組換え)	ハーセプチン注射用60、注射用150	HER2過剰発現が確認された治療切除不能な進行・再発の胃癌	C16\$	060020 胃の悪性腫瘍 060020x01x3xx 060020xx02x3xx 060020x03x3xx 060020xx04x3xx 060020x97x2xx 060020xx97x3xx 060020x99x2xx 060020xx99x30x 060020x99x31x
14	エルロチニブ塩酸塩	タルセバ錠	治療切除不能な肺癌	C25\$	06007x 肺臓、脾臓の腫瘍 06007xx0104xx 06007xxx0114xx 06007xx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xx99x3xx 06007xxx99x40x
15	ボルテゾミブ	ベルケイド注射用 3mg	未治療の多発性骨髄腫	C900	130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx97x5xx 130040xx99x50x 130040xx99x51x
16	カルボプラチン	パラプラチン注射液 50mg パラプラチン注射液 150mg パラプラチン注射液 450mg パラプラチン150mg 注射用	乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x5xx 090010xx99x5xx
17	オクトレオチド酢酸塩	サンドスタチンLAR筋注用10mg サンドスタチンLAR筋注用20mg サンドスタチンLAR筋注用30mg	消化管神経内分泌腫瘍	C269 C254, D137	060035 大腸 (上行結腸からS状結腸)の悪性腫瘍 060035xx0103xx 060035xx0113xx 060035xx97x2xx 060035xx97x30x 060035xx97x31x 060035xx99x2xx 060035xx99x30x 060035xx99x31x 06007x 肺臓、脾臓の腫瘍 06007xx0104xx 06007xxx0114xx 06007xx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xx99x40x 06007xxx99x41x
18	ペバシズマブ (遺伝子組換え)	アバステン点滴静注用	手術不能又は再発乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x4xx 090010xx02x4xx 090010xx99x4xx
19	フィンゴリモド塩酸塩	イムセラカプセル 0.5mg ジレニアカプセル 0.5mg	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制	G35	010090 多発性硬化症 010090xxxxx0xx
20	テラプレビル	テラビック錠 250mg	セログループ1 (ジェノタイプI (1a)又はII (1b)のC型慢性肝炎における次のいずれかのウイルス血症の改善 (1) 血中HCV RNA量が高値の未治療患者 (2) インターフェロン製剤単独療法、又はリバビリン併用療法で無効又は再燃となった患者	B182	060295 慢性C型肝炎 060295xx97x1xx 060295xx99x1xx
21	ホスフェニトインナトリウム水和物	ホストイン静注 750mg	① てんかん重積状態 ② 脳外科手術又は意識障害 (頭部外傷等) 時のてんかん発作の発現抑制 ③ フェニトインを経口投与しているてんかん患者における一時的な代替療法	G40\$, G41\$	010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx97x2xx 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x 010230xx99x11x 010230xx99x20x 010230xx99x21x

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
				ICD-10 (参考)	
22	テリバラチド酢酸塩	テリボン皮下注用 56.5 μg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$	<u>070370 脊椎骨粗鬆症</u> 070370xx97xxxx 070370xx99xxxx
23	カナキスマブ (遺伝子組換え)	イラリス皮下注用 150mg	以下のクリオピリン関連周期性症候群 ・家族性寒冷自己炎症症候群 ・マックル・ウエルズ症候群 ・新生児期発症多発臓器系炎症性疾患	Q998	全ての診断群分類番号
24	フルベストラント	フェソロデックス筋注 250mg	閉経後乳癌	C50\$	<u>090010 乳房の悪性腫瘍</u> 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
25	エベロリムス	アフィニトール錠 5mg	膵神経内分泌腫瘍	C25\$	<u>06007x 膵臓・脾臓の腫瘍</u> 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
26	カスポファンギン酢酸塩	カンサイダス点滴静注用50mg カンサイダス点滴静注用70mg	①真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 ②食道カンジダ症 ③侵襲性カンジダ症、アスペルギルス症	D70	<u>130070 白血球疾患(その他)</u> 130070xx99x0xx
27	リネゾリド	ザイボックス錠600mg ザイボックス注射液600mg	肺炎(小児)	J15\$	<u>040080 肺炎、急性気管支炎、急性細菌管支炎</u> 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx
28	ヒトチロトロピン アルファ(遺伝子組換え)	タイロゲン筋注用0.9mg	分化型甲状腺癌で甲状腺全摘又は準全摘術を施行された遠隔転移を認めない患者における残存甲状腺の放射性ヨウ素によるアブレーションを受ける際の補助	C73	<u>100020 甲状腺の悪性腫瘍</u> 100020xx99x2xx
29	ドリベナム水和物	フィニバックス点滴静注用0.25g フィニバックス点滴静注用0.5g フィニバックスキット点滴静注用0.25g	肺炎(小児)	J13, J14, J15\$	<u>040080 肺炎、急性気管支炎、急性細菌管支炎</u> 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx
30	ミグルスタット	プレーザベスカプセル100mg	ニーマン・ピック病C型	E752	<u>100335 代謝障害(その他)</u> 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
31	クリゾチニブ	ザーコリカプセル200mg ザーコリカプセル250mg	ALK融合遺伝子陽性の進行非小細胞肺癌	C34\$	<u>040040 肺の悪性腫瘍</u> 040040xx01x4xx 040040xx97x3xx 040040xx97x4xx 040040xx9903xx 040040xx9904xx 040040xx9913xx 040040xx9914xx
32	モガムリズマブ(遺伝子組換え)	ポテリジオ点滴静注20mg	CCR4陽性の再発・再燃成人T細胞白血病リンパ腫	C915	<u>130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患</u> 130050xx97x2xx 130050xx99x2xx
33	ドルナーゼ アルファ(遺伝子組換え)	ブルモザイム吸入液2.5mg	嚢胞性線維症における肺機能の改善	E84\$	<u>100335 代謝障害(その他)</u> 100335xx97x0xx 100335xx99x0xx
34	スニチニブリンゴ酸塩	スーテントカプセル 12.5mg	根治切除不能の膵内分泌腫瘍	C25\$	<u>06007x 膵臓・脾臓の腫瘍</u> 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
35	ソマトロピン(遺伝子組換え)	グロウジェクト注射用 1.33mg グロウジェクト注射用 8mg グロウジェクトBC注射用 8mg	骨端線閉鎖を伴わないSGA性低身長	E343	<u>100360 小人症</u> 100360xxxxxxx